

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2131001		処分名	認可地縁団体の認可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	地域振興部		課	地域協働課		
根拠規定	地方自治法				第260条の2第1項		
基準規定	①	地方自治法			第260条の2第2項・第3項・第4項・第5項		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>市長は、下記の要件に該当する場合において、地縁団体として認可する。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	期間	4か月以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2131002		処分名	認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	地域振興部		課	地域協働課		
根拠規定	地方自治法				第260条の2第12項		
基準規定	①	地方自治法施行規則			第21条第1項		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>市長は、指定の様式にて下記の事項を記入した請求書の提出を受けた場合、証明書を交付する。</p> <p>(1)請求者の氏名及び住所  (2)請求に係る団体の名称  (3)請求に係る団体の主たる事務所の所在地  (4)証明書交付請求数</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	期間	7日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2131003		処分名	認可地縁団体の規約の変更の認可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	地域振興部		課	地域協働課		
根拠規定	地方自治法				第260条の3第2項		
基準規定	①	地方自治法施行規則				第22条	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙「地縁による団体規約認可要件審査表」による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	期間	7日以内					
聴聞等							
備考							

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2131005		処分名	認可地縁団体が所有する不動産の登記に係る異議がなかった旨を証する書類の交付		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	地域振興部		課	地域協働課	
根拠規定	地方自治法				第260条の38第4項	
基準規定	①	地方自治法施行規則			第22条の2・第22条の3第1項・第22条の4	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成27年9月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>市長は、下記の要件に該当する申請を受けた場合において、その申請に対し異議がある場合は異議を述べる旨を3月公告し、異議申出がなかったときは、異議がなかった旨を証する情報を、申請した認可地縁団体に提供する。</p> <p>(1)当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること</p> <p>(2)当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもってへ依然かつ公然と占有していること。</p> <p>(3)当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。</p> <p>(4)当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成27年9月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	期間	4ヶ月以内				
聴聞等						
備考						

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2131007		処分名	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を中止することの通知			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	地域振興部		課	地域協働課		
根拠規定	地方自治法				第260条の38第5項		
基準規定	①	地方自治法自治法施行規則			第22条の3第2項・第22条の5		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成27年9月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>市長は、認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記の事項を記入した申請不動産の登記移転等に係る異議申出書の提出があったときは、その旨及びその内容を、当該認可地縁団体に通知するものとする。</p> <p>1 公告に関する事項            (1) 申請を行った認可地縁団体の名称            (2) 申請不動産に関する事項            (3) 公告期間</p> <p>2 異議を述べる登記関係者等の別            3 異議の内容(異議を述べる理由等)            4 別添書類            (1) 申請不動産の登記事項証明書            (2) 住民票の写し            (3) その他の市町村長が必要と認める書類</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成27年9月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	期間	7日以内					
聴聞等							
備考							